

《 令和5年度 佐賀市立諸富北小学校いじめ防止基本方針 》

1 策定の意義

いじめは、人権侵害であり、子どもの身体や人格を傷つけ、時として死にも至らしめるものであることから、絶対に許されない。また、いじめから一人でも多くの子どもたちを救うためには、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人一人の大人が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりで取り組むべきものである。

本校では、これまで、道徳の時間、学級活動、人権教室等において、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止に取り組んできた。また、佐賀市教育委員会が作成した「いじめ問題への対応（平成24年11月作成）」をもとに、生徒指導で活用してきたところである。

平成25年9月28日には、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）が施行された。そこで、法第11条に規定するいじめ防止基本方針（以下「国基本方針」という。）及び県いじめ防止基本方針、佐賀市いじめ防止基本方針を参酌し、さらなるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめのへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、法第13条の規定に基づき、「佐賀市立諸富北小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものとし、いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方を下記のとおり定める。

- ・すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行う。
- ・「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。
- ・いじめは、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童が十分理解できるようにする。

本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域、そして、関係機関との連携を深めます。

2 いじめを未然に防止するために

<児童に対して>

- ・児童一人一人が、お互いを大切にして認め合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守る規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・道徳の時間や学級指導の時間を通して、思いやりの心や「児童一人一人がかけがいのない存在である」という命を大切にする心を育む。
- ・児童が「いじめは決して許されないこと」という認識を持つことができるように、さまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることを、見つけたらやめさせたり、先生方や友達、家族など周りの人に知らせたりすることを指導するとともに、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

<教職員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を築く。
- ・児童が自己実現を図ることができるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命を大切にする心を育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・さまざまな活動を通して、教職員が「いじめは決して許さない」という姿勢をもっていることを児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・毎月、ハートタイムで実施する「今月のぼく・わたし」アンケートの結果から、児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということ、「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に指導する。
- ・「いじめ問題」に関して児童会としての取組みを行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、ふれあい道徳授業、学校評議員会等で伝え、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

＜早期発見にむけて・・・「変化に気づく」＞

- ・児童の様子を担当をはじめ多くの教職員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教職員は積極的に声をかけ、児童に安心感を持たせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

＜相談ができる・・・「誰にでも」＞

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに「いじめ防止対策委員会」を通して校内で情報を共有する。

＜早期の解決を・・・「いじめの《芽》は小さいうちに」＞

- ・教職員が気づいた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・学校は組織的な体制のもと、事実関係を把握する。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめめることをやめさせる。
- ・いじめが「どれだけ相手を傷つけ、苦しめるか」について気づかせる指導を行う。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・当該保護者には、正確に事実関係を伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と家庭が連携し合っていくことを伝えていく。
- ・いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童への指導及び保護者に対する助言を行う。
- ・事実確認により判明したいじめ事案に関する情報は、保護者へ適切に提供する。

4 校内体制について

- ・校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。委員の構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、該当学年担当・担任、教育相談担当とする。
- ・いじめが「認知」された場合は、拡大委員会を設ける。委員は校内の委員に加えて、外部委員として学校評議員、スクールカウンセラー、PTA（育友会）代表者を加える。
- ・役割としては、本校におけるいじめ防止等の取組、相談内容の把握と対応、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等について協議を行う。
- ・いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について速やかに協議する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取扱いを考慮しながら、本校の教職員で共有する。
- ・学校評価においては、評価項目の中に「いじめの早期発見、早期対応体制の充実」という項目を起こし、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合、佐賀市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して佐賀市教育委員会に指導・助言を求め、学校として組織的に動く。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対応する。
- ・地域全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるという視点から、PTAや地域の会合等で、いじめ問題などに健全育成に関する話合いを持つよう依頼する。